

千代田区ジェンダーに関する意識・実態についての アンケート調査へのご協力をお願い

日頃より千代田区政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

千代田区では、^{ディー・ヴィ}ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）の増加や雇用、住まい・子育ての問題など、男女共同参画に関わる課題が顕在化してきています。

性別による不平等がなく、だれもが自分で生き方を選ぶことができ、その選択が認められて参画できる社会の実現をめざして、「第6次千代田区ジェンダー平等推進行動計画」を策定し、さまざまな施策を推進しています。この度、本計画の見直しを行うため、区民の皆様が男女平等や男女共同参画についてどのように考えられているかを伺うアンケート調査を実施します。

この調査は、令和7年6月1日現在、区内にお住まいの18歳以上の方々から無作為に抽出した1,500名を対象としています。

調査は無記名で行い、結果は統計的に処理いたしますので、回答者個人が特定されたり、個々の回答内容を公表されることは一切ありません。また、本計画の策定以外の目的には利用いたしません。

ご多忙とは存じますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和7年●月 千代田区

回答にあたってのお願い

◆ 回答は、次のうちどちらかの方法でお願いします。

- ① 本用紙へ記入し、郵送による回答
- ② 右記QRコードを読み込み、オンラインによる回答
(アクセス後、IDを入力してください)



ID: ●●●●

1. アンケートは、あなた自身が回答してください。なお、ご本人が記入できない場合は、ご家族の方などがご本人のお考えを聞きながら記入してください。
 2. 記入は、黒のボールペンまたは鉛筆でお願いします。
 3. 回答は、あてはまる選択肢の番号に○をつけてください。(○は1つ)(○はいくつでも)のように指定されているとおり○をつけてください。
 4. 「その他」など、選択肢に()がついているものを選んだ場合は、()の中にその内容を具体的に記入してください。
 5. 設問に指定がない限り、令和7年6月1日現在の状況をご回答ください。
- 回答したアンケートは、●月●日(●)までに同封の返信用封筒に入れて《郵送》または《インターネット》いずれかの方法で、にご投函(切手を貼る必要はありません)もしくは送信してください。なお、このアンケート調査は、株式会社名豊に委託しておりますので、返信用封筒のあて先は委託会社となっています。

【この調査に関する問い合わせ先】

千代田区地域振興部国際平和・男女平等人権課

電話 03(5211)4166

あなた自身について、お聞きします

問1 あなたの性別を教えてください。(〇は1つ)

1 男性

2 女性

3 どちらともいえない

問2 あなたの年齢を教えてください。(〇は1つ)

1 18歳～24歳

2 25歳～29歳

3 30歳～34歳

4 35歳～39歳

5 40歳～44歳

6 45歳～49歳

7 50歳～54歳

8 55歳～59歳

9 60歳～64歳

10 65歳～69歳

11 70歳代

12 80歳以上

問3 あなたはどの地域にお住まいですか。(〇は1つ)

1 麴町地区

丸の内一～三丁目、大手町一丁目1番～3番および5番～9番(3番4号気象庁を除く)・二丁目、内幸町一～二丁目、有楽町一～二丁目、霞が関一～三丁目、永田町一～二丁目、隼町、平河町一～二丁目、麴町一～六丁目、紀尾井町、一番町～六番町、九段南二丁目(1番4号～35号)、皇居外苑、日比谷公園

2 富士見地区

千代田、北の丸公園、一ツ橋一丁目、大手町一丁目3番4号気象庁および4番、九段南一丁目・二丁目(1番4号～35号を除く)・三～四丁目、九段北一～四丁目、富士見一～二丁目、飯田橋一～四丁目

3 神保町地区

一ツ橋二丁目、神田神保町一～三丁目、神田三崎町一～三丁目、西神田一～三丁目、神田猿樂町一～二丁目、神田駿河台一丁目奇数番地・二丁目奇数番地

4 神田公園地区

神田錦町一～三丁目、神田小川町一～三丁目、神田美土代町、内神田一～三丁目、神田司町二丁目、神田多町二丁目、神田鍛冶町三丁目

5 万世橋地区

神田駿河台一丁目偶数番地・二丁目偶数番地・三～四丁目、神田淡路町一～二丁目、神田須田町一丁目、外神田一～六丁目

6 和泉橋地区

鍛冶町一～二丁目、神田紺屋町、神田北乗物町、神田富山町、神田美倉町、岩本町一～三丁目、神田西福田町、神田須田町二丁目、神田東松下町、神田東紺屋町、神田岩本町、東神田一～三丁目、神田和泉町、神田佐久間町一～四丁目、神田平河町、神田松永町、神田花岡町、神田佐久間河岸、神田練塀町、神田相生町

問4 あなたのご職業を教えてください。(〇は1つ)

- | | |
|-------------------------------|-----------------|
| 1 会社経営・役員 | 2 自営業(家族従業者を含む) |
| 3 正社員・正規職員 | |
| 4 非正規職員(契約社員・派遣社員・パート・アルバイト等) | |
| 5 学生(大学生、専門学校、高等専門学校など) | |
| 6 主夫・主婦 | 7 その他 |
| 8 その他() | |

→付問4-1 問4で「6」「7」を選択した方にお聞きします。

あなたは今後、働きたいと思いますか。(〇は1つ)

- | | |
|------------------|----------------------|
| 1 フルタイムで働きたい | 2 パート・アルバイトで働きたい |
| 3 自分で事業を始めたい(起業) | 4 働きたいが、現実的にはできないと思う |
| 5 働きたいと思わない | |

あなたのご家族について、お聞きします

問5 あなたは結婚していますか。(〇は1つ)

- | | |
|------------------------|-----------|
| 1 結婚している(事実婚・パートナーを含む) | |
| 2 結婚していた(離別・死別) | 3 結婚していない |

→付問5-1 問5で「1」を選択した方にお聞きします。

あなたは共働きですか。(〇は1つ)

- | | |
|----------------|----------------------|
| 1 共働きである | 2 夫婦・パートナーの片方だけ働いている |
| 3 夫婦・パートナーとも無職 | |

問6 あなたは、お子さんがいますか。(〇は1つ)

- | | |
|------|-------|
| 1 いる | 2 いない |
|------|-------|

→付問6-1 問6で「1」を選択した方にお聞きします。

年齢が一番下のお子さんはおいくつですか。令和7年4月1日時点での年齢をお答えください。(〇は1つ)

- | | | |
|----------|-----------|---------|
| 1 0～2歳 | 2 3～5歳 | 3 6～11歳 |
| 4 12～14歳 | 5 15歳～17歳 | 6 18歳以上 |

問7 あなたのご家族・ご家庭には、介護・介助を必要とする方はいますか。または過去にいましたか。(〇は1つ)

- | | |
|---------------------------|---------|
| 1 現在いる | 2 過去にいた |
| 3 介護・介助を必要とする人はいない(いなかった) | |

▶付問7-1 問7で「1」「2」を選択した方にお聞きします。

その方を主に介護・介助しているのは、介護・介助を受けている方から見てどなたですか。
(〇は1つ)

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 配偶者・パートナー | 2 息子 |
| 3 娘 | 4 息子の配偶者・パートナー |
| 5 娘の配偶者・パートナー | 6 その他の親族 |
| 7 友人・知人 | 8 その他() |

日頃の生活について、お聞きします

問8 あなたは、次の分野①～⑧について、性別の違いによって立場の強さが異なると思いますか。
(それぞれの項目について〇は1つずつ)

分 野	1 男性の方が非常に優遇 されている(強い立場にある)	2 どちらかと言えば男性の方が 優遇	3 平等だと思っている	4 どちらかと言えば女性の方が優遇 されている(強い立場にある)	5 女性の方が非常に優遇 されている(強い立場にある)	6 分からない
① 家庭生活	1	2	3	4	5	6
② 職場	1	2	3	4	5	6
③ 学校教育の場	1	2	3	4	5	6
④ 政治の場	1	2	3	4	5	6
⑤ 法律や制度の上	1	2	3	4	5	6
⑥ 社会通念・慣習・しきたり	1	2	3	4	5	6
⑦ 町会・自治会やNPOなどの地域活動の場	1	2	3	4	5	6
⑧ 社会全体として	1	2	3	4	5	6

付問8-1 問8で「3」以外に○を付けた方にお聞きします。

あなたは次の分野①～⑧について、性別等によって自身の立場が弱い（強い）ことで、不利益を被った経験はありますか。（それぞれの項目について○は1つずつ）

分 野	1 ある	2 ない	3 実際に経験したことは ないが、見聞きしたことはある
① 家庭生活	1	2	3
② 職場	1	2	3
③ 学校教育の場	1	2	3
④ 政治の場	1	2	3
⑤ 法律や制度の上	1	2	3
⑥ 社会通念・慣習・しきたり	1	2	3
⑦ 町会・自治会やNPOなどの地域活動の場	1	2	3
⑧ 社会全体として	1	2	3

付問8-2 問8-1で「2」「3」を選択した方にお聞きします。

具体的にどんな不利益を被った経験がありますか。または、見聞きましたか。

自由記述（回答は任意）

問9 あなたは、次の分野①～⑧について、男女等の地位が平等である方が良いと思いますか。

(それぞれの項目について○は1つずつ)

また、差し支えなければそう考える理由についても教えてください。(自由記述)

分 野	1 よい 平等である方が	2 必ずしも平等で ある必要はない	3 わからない
① 家庭生活	1	2	3
② 職場	1	2	3
③ 学校教育の場	1	2	3
④ 政治の場	1	2	3
⑤ 法律や制度の上	1	2	3
⑥ 社会通念・慣習・しきたり	1	2	3
⑦ 町会・自治会やNPOなどの地域活動の場	1	2	3
⑧ 社会全体として	1	2	3
(そう考える理由) 自由記述欄			

問 10 現在、結婚（事実婚・パートナーを含む）している方のみご回答ください。

あなたのご家庭では、次の項目①～⑪の事柄を主にしているのは誰ですか。

（それぞれの項目について○は1つずつ）※項目⑩～⑪はお子さんがいる方だけ回答ください。

項 目	主に男性 (父、兄、弟、 祖父等)	主に女性 (母、姉、 妹、祖母等)	男性と女性 が同程度に 分担	その他 (家族以外 の人や家事 代行サービ スなど)
① 食料品・日用品などの買い物	1	2	3	4
② 食事の支度	1	2	3	4
③ 食事の後片付け	1	2	3	4
④ 風呂掃除	1	2	3	4
⑤ その他の掃除	1	2	3	4
⑥ ゴミ出し	1	2	3	4
⑦ 洗濯	1	2	3	4
⑧ 生活費を稼ぐこと	1	2	3	4
⑨ 大きな買い物などの決定をすること	1	2	3	4
⑩ 子どもの世話	1	2	3	4
⑪ 保育園・幼稚園・学校の父母会やP TAなどへの参加	1	2	3	4

問 10-1 あなたは、問 10 で答えた家事分担に不満を感じることはありますか。（○は1つ）

1 不満を感じることもある 2 特に不満を感じることはない 3 わからない

問 11 あなたは、これまでジェンダーに関する発言や言葉遣いで、違和感や疑問を感じたことはありますか。（○は1つ）

1 あると感じる 2 ないと感じる 3 わからない

付問 11-1 問 11 で「1」を選択した方にお聞きします。

具体的にどんな発言や言葉遣いに、違和感や疑問を感じましたか。（自由記述）

問 12 あなたは、次の項目①～⑥の結婚や家庭に関する考え方について、どのように思いますか。
(それぞれの項目について○は1つずつ)

項 目	そう思う	そうは思わないが、そういう考えがあってもよいと思う	そうは思わないし、そういう考えがあってはならないと思う
① 結婚する、しないは個人の自由である	1	2	3
② 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである	1	2	3
③ 家族のリーダーシップは夫が取る方がよい	1	2	3
④ 結婚しても子どもを持つかどうかは個人の自由である	1	2	3
⑤ 子どもを産み育てるのに、必ずしも結婚しなくてもよい	1	2	3
⑥ 結婚しても、うまくいかなければ離婚してもよい	1	2	3

付問 12-1 問 12 で「3」を選択した方にお聞きします。

その理由は何ですか。(自由記述)

子育てや教育について、お聞きします

問 13 あなたは次の項目①～⑥の子育てや教育の考え方について、どのように思いますか。
(それぞれの項目について○は1つずつ)

項 目	そう思う	そうは思わないが、そういう考えがあってもよいと思う	そうは思わないし、そういう考えがあってはならないと思う
① 女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てるのがよい	1	2	3
② 男の子と女の子は学校で学ぶ内容に違いがあってよい	1	2	3
③ 男の子と女の子で進学先に差をつけない方がよい	1	2	3
④ 子育てにおける父親と母親の役割は基本的に違いがある	1	2	3
⑤ 父親も、母親と同じくらい子育てに関わる方がよい	1	2	3
⑥ 乳幼児期（3歳くらいまで）は、母親は育児に専念した方がよい	1	2	3

付問 13-1 問 13 で「3」を選択した方にお聞きします。その理由は何ですか。（自由記述）

問 14 「男女共同参画社会」とは、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」ですが、あなたは小・中・高等学校の学校教育において、男女共同参画を実現するためにどのようなことに力を入れるとよいと考えますか。（○は3つまで）

1 学校生活で生徒の役割分担に男女で差をつけない
2 生活や進路指導で、男女の区別なく能力を活かせるようにする
3 授業や日常の活動のなかで、男女共同参画の意識を育てる授業をする
4 教材における登場人物や役割など、男女に偏りのないように見直す
5 教職員に男女共同参画についての研修を行う
6 校長、副校長などの管理職に女性を増やす
7 保護者会などを通じて、保護者の男女共同参画の意識を育てる
8 人権尊重や多様性の観点に立った性教育を行う
9 デートDV（交際相手からの暴力）や性犯罪の加害者・被害者となることを防ぐための教育を早期から行う
10 その他（）
11 どれも必要ない

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について、お聞きします

問 15 あなたは日頃の生活のなかで、仕事、家庭生活、個人の生活（地域活動、学習、趣味など）で優先したいものはどれですか。あなたの希望に最も近いものと、現在の状況（現実）を教えてください。（それぞれの回答欄に1～8の数字を1つずつ記入してください）

選択肢	回答欄
1 仕事	希望
2 家庭生活	
3 個人の生活	現実
4 仕事と家庭生活	
5 仕事と個人の生活	
6 家庭生活と個人の生活	
7 仕事、家庭生活、個人の生活	
8 わからない	

○令和2年度に実施した調査では、家庭での家事分担について、「子供の世話」を「主に女性」が担っている割合が約61.4%を占めていました。反対に「生活費を稼ぐこと」は、「主に男性」が担っている割合が56.5%を占めています。

問 16 今後、男性が家事、育児、介護、地域活動を積極的におこなっていくためにはどのようなことが必要だと思いますか。（○はいくつでも）

- 1 男性が家事、育児などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと
- 2 男性が家事、育児などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと
- 3 パートナーとのコミュニケーションをよくはかること
- 4 まわりの人が夫婦の役割分担などについての当事者の考えかたを尊重すること
- 5 男性による家事、育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること
- 6 労働時間短縮や休暇制度、テレワークなどの多様な働きかたを普及することで、仕事以外の時間をより、多く持てるようにすること
- 7 男性の家事、育児などについて、啓発や情報提供、相談窓口の設置、技能の研修を行うこと
- 8 男性が家事、育児などを行うための仲間、かっこネットワーク作りをすすめること
- 9 マス、メディアで多様な性別役割分業が描かれること
- 10 その他、（具体的に）：
- 11 特にない
- 12 わからない

問 17 あなたは、女性が仕事をする事について、どのように考えますか。(○は1つ)

1 仕事をし続けた方がよい	付 問 17 1 へ
2 結婚するまでは仕事をした方がよい	
3 子どもが生まれるまでは仕事をした方がよい	
4 子どもができたら仕事を辞め、子育てが終われば仕事に復帰する方がよい	
5 女性は仕事をしないで、家庭を守った方がよい	
6 その他 ()	
7 わからない	

付問 17-1 問 17で「1」～「6」を選択した方にお聞きします。

あなたが、問17の回答のように考える理由は何ですか。(○はいくつでも)

1 働くことを通じて自己実現が図れると思うから
2 女性も経済力を持った方がよいと思うから
3 夫婦で働いた方が多くの収入を得られるから
4 女性の能力を活用しないのはもったいないと思うから
5 少子高齢化で働き手が減少しているので、女性も働いた方がよいと思うから
6 子どもは母親が家で面倒を見た方がよいと思うから
7 保育料などを払うより、母親が家で子どもの面倒を見る方が合理的だと思うから
8 仕事と家庭の両立支援が十分ではないと思うから
9 働き続けるのは大変そうだと思うから
10 女性は家庭を守るべきだと思うから
11 その他 ()
12 特にない
13 わからない

問 18 女性が妊娠・出産・育児等を理由に仕事を辞めなくてもよいようにするためには、どのような支援や対策が必要だと思いますか。(○は3つまで)

1 休暇・休業制度を充実させる
2 セミナー・講習会を実施する
3 技術や技能を習得するための機会を多く設ける
4 パートの労働条件を向上させる
5 就職に対する相談体制を充実させる
6 保育所等の子育て支援施設を整備する
7 その他 ()
8 わからない

問 19 育児休業や介護休業は男性も女性も取ることができる制度ですが、あなたは、それらの休暇を取得することについて、どのように思いますか。(○は1つ)

- 1 育児休業・介護休業を取った方がよい
- 2 取得した方がよいと思うが、現実的には休めない
- 3 取得する必要はない
- 4 女性が取得した方がよい
- 5 わからない

→ 付問 19-1 問 19 で「2」を選択した方にお聞きします。

具体的にどのような条件があれば、取得できると思いますか。(○は3つまで)

- 1 上司や同僚などの理解や協力があること
- 2 以前に取得した人の事例があること
- 3 育児・介護休業給付(※)を超える経済的支援が受けられること
- 4 昇進や昇格に影響がないこと
- 5 休業中の代替要員が確保されること
- 6 職場への復帰に際しての支援があること
- 7 その他()

※育児・介護休業給付として、育児休業は、おおよそ賃金の67%(180日まで)または50%(181日以降)、介護休業は67%が支給されます(いずれも給付の上限・下限あり)。

DV(ドメスティック・バイオレンス)や性暴力・性被害について、お聞きします

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは

配偶者やパートナー(※)による身体的、精神的、経済的、性的な暴力をいいます。

※配偶者やパートナーとは、夫、妻、元夫、元妻、同棲相手、恋人、元恋人など、一定期間、親密な関係にある(あった)相手を指します。

問 20 DV(配偶者や親密な間柄での暴力)被害や児童・高齢者虐待、いじめなど、人権を侵害する行為が社会問題となっています。あなたのまわりでは、人権が尊重されている社会であると思いますか。(○は1つ)

- 1 思う
- 2 少し思う
- 3 あまり思わない
- 4 思わない

→ 付問 20-1 問 20 で、「3」または「4」を選択した方にお聞きします。

人権が尊重されていないと感じる理由は何ですか。(○は1つ)

- 1 人権を侵害されたと感じた経験が実際にあるから
- 2 周囲に被害者がいるから
- 3 テレビやSNSを見ているとそう感じるから
- 4 その他()

問 21 ㊦あなたは、これまでに配偶者やパートナーから、次の項目①～⑩のような行為をされたことや見聞きしたことはありますか。（それぞれの項目について数字に○を2つまで）

①配偶者やパートナーによるこれらの行為をDVだと思いますか。

（それぞれの項目についてアルファベットに○を1つずつ）

項 目	㊦されたこと、見聞きしたことがあるか (○は2つまで)			①どう思うか (○は1つまで)		
	ある 自分が された ことが	ある 周りの 人が されて いる のを見 聞き した こと が	され たこと も見 聞き した こと も ない	どの よう な場 合で も DV だ と 思 う	相 手 に 非 が あ れ ば DV に は な ら な い	D V だ と 思 わ な い
記 入 例	①	②	3	Ⓐ	B	C
① 殴る、蹴る、突き飛ばす、物を投げつけるなど、暴力行為を受けた	1	2	3	A	B	C
② 大声でどなられる、命令される、脅されるなど、恐怖を感じる言葉を言われた	1	2	3	A	B	C
③ 「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしょうなし」など、傷つく言葉を言われた	1	2	3	A	B	C
④ 長期間に渡って無視し続けられた	1	2	3	A	B	C
⑤ 家族や友人との関わりや、通勤・通学・遊びのため外出するのを制限された	1	2	3	A	B	C
⑥ 交友関係や電話・メールなどを細かく監視された	1	2	3	A	B	C
⑦ 必要な生活費を渡されなかったり、自由にお金を使えないようにされた	1	2	3	A	B	C
⑧ いやがっているのに性的な行為を強要されたり、避妊に協力してもらえなかった	1	2	3	A	B	C
⑨ アダルトビデオやポルノ雑誌を無理に見させられた	1	2	3	A	B	C

項 目	㊦されたこと、見聞き したことがあるか (○は2つまで)			①どう思うか (○は1つまで)		
	ある 自分がされたことが	ある 周りの人がされてい るを見聞きしたことが	されたことも見聞き したこともない	どのような場合でも DVだと思う	相手に非があれば DVにはならない	DVだと思わない
⑩ 別れた恋人や配偶者に対する報復として、わいせつな写真や映像を、インターネットなどで不特定多数に配布・公開された	1	2	3	A	B	C

→ 付問 21-1 問 21㊦のいずれかの項目で「1」を選択した方にお聞きします。

あなたは、問21の項目①～⑩のような行為をされたことを誰かに相談したり、打ち明けたりしましたか。(○は1つ)

1 相談した

2 相談したかったが、できなかった

3 相談しようとは思わなかった

→ 付問 21-3へ

→ 付問 22へ

→ 付問 21-2 付問 21-1で「1」を選択した方にお聞きします。

あなたが相談した相手はどなたですか。(○はいくつでも)

1 親族

2 友人・知人

3 千代田区男女共同参画センターMIW

4 「3」以外の千代田区の相談

5 東京都の相談(東京ウィメンズプラザや東京都女性相談センターなど)

6 国の相談(DV相談+など)

7 警察

8 民生・児童委員、人権擁護委員など

9 弁護士、法テラス(日本司法支援センター)、家庭裁判所など

10 医師、カウンセラーなど

11 民間シェルター

12 民間支援団体(市民グループなど)

13 その他(

)

付問 21-3 付問 21-1 で「2 相談したかったが、できなかった」を選択した方にお聞きします。

相談しなかった（できなかった）理由は何ですか。（〇はいくつでも）

- 1 どこに相談してよいかわからなかったため
- 2 恥ずかしかったため
- 3 相談しても無駄だと思ったため
- 4 相談することによって、不快な思いをと思ったため
- 5 自分さえ我慢すれば、なんとかやっていけると思ったため
- 6 世間体が悪い
- 7 被害を受けたことを忘れたいため
- 8 自分にも悪いところがあると思ったため
- 9 相談するほどのことではないと思ったため
- 10 その他（ ）

問 22 次のうち、あなたが知っているDVに関する相談先はどこですか。（〇はいくつでも）

- 1 千代田区男女共同参画センターMIW
- 2 「1」以外の千代田区の相談
- 3 東京都の相談（東京ウィメンズプラザや東京都女性相談センターなど）
- 4 国の相談（DV相談+など）
- 5 警察
- 6 民生・児童委員、人権擁護委員など
- 7 弁護士、法テラス（日本司法支援センター）、家庭裁判所など
- 8 医師、カウンセラーなど
- 9 民間シェルター
- 10 民間支援団体（市民グループなど）
- 11 その他（ ）
- 12 知っている相談先はない

問 23 あなたは、配偶者からの暴力の防止や被害者支援のために、どのような支援や対策が必要だと思いますか。（〇は3つまで）

- 1 家庭内でも暴力は犯罪であるという意識の啓発・理解促進のための対策
- 2 緊急避難場所（シェルター）の整備や住居や就職のあっせんなど、自立して生活するための支援
- 3 カウンセリングや相談など、精神的に自立するための支援
- 4 加害者へのカウンセリングなど更生のための支援
- 5 家庭・学校において、お互いの性を尊重する意識づくりのための支援
- 6 その他（ ）
- 7 わからない

◆DVでお悩みの方は、一人で悩まず相談窓口へご相談ください。

千代田区男女共同参画センターMIW相談室

☎03-5211-4316（予約専用電話）

詳細やその他の相談窓口は、ホームページをご覧ください。

<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kurashi/danjo/miw/miw-sodan.html>



ハラスメントとは

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言葉や行為を拒否したことで、解雇などの不利益な取り扱いを受けたり、それらの言動によって不快・不安な状態に追い込み仕事に支障が生じることです。

【例えば…】上司が異性の部下の腰や胸を触ったが抵抗されたため、部下に不利益な配置転換をした。同僚が社内に性的な内容の噂を流したため、仕事が手につかない。

マタニティ・ハラスメントとは

妊娠や出産・育児休業などを理由に、解雇などの不利益な取り扱いをほのめかしたり、育児休業などの制度利用を妨害することや、嫌がらせにより仕事に支障が生じることです。

【例えば…】上司に妊娠を報告したら、他の人を雇うから辞めるように言われた。妊婦検診のために休暇を取得したいと上司に相談したら、病院は休日に行くものだと言われ相手にしてもらえなかった。

パワー・ハラスメントとは

職場での優越的な関係を背景とした言動で、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、精神的・身体的苦痛を与えられ仕事に支障が生じることです。

【例えば…】上司から人格否定や侮辱的な言動を受けた。同僚から集団で無視された。嫌がらせで仕事を与えられなかった。性的指向（好きになる性）・性自認（心の性）などの個人情報を勝手に暴露された。

問 24 あなたは職場などでハラスメントを受けたことはありますか。（○は1つ）

- 1 セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある
- 2 マタニティ・ハラスメントを受けたことがある
- 3 パワー・ハラスメントを受けたことがある
- 4 その他のハラスメントを受けたことがある
- 5 受けたことはないが、見たことはある
- 6 受けたことも、見たこともない

→ 付問 24-1 問 24 で「1」～「4」を選択した方にお聞きします。

あなたは、問24の「1」～「4」のような行為をされたことを誰かに相談したり、打ち明けたりしましたか。（○は1つ）

- 1 相談した → 付問 24-2 へ
- 2 相談したかったが、できなかった → 付問 24-3 へ
- 3 相談しようとは思わなかった

付問 24-2 付問 24-1 で「1 相談した」を選択した方にお聞きします。

あなたが相談した相手はどなたですか。(○はいくつでも)

- 1 親族
- 2 友人・知人
- 3 千代田区男女共同参画センターM I W
- 4 「3」以外の千代田区の相談
- 5 東京都の相談(東京都ろうどう110番など)
- 6 国の相談(総合労働相談コーナーなど)
- 7 弁護士、法テラス(日本司法支援センター) など
- 8 医師、カウンセラーなど
- 9 社内相談窓口
- 10 その他()

付問 24-3 付問 24-1 で「2 相談しなかったが、できなかった」を選択した方にお聞きします。

相談しなかった(できなかった)理由は何ですか。(○はいくつでも)

- 1 どこに相談してよいかわからなかったため
- 2 恥ずかしかったため
- 3 相談しても無駄だと思ったため
- 4 相談することによって、不快な思いをと思ったため
- 5 自分さえ我慢すれば、なんとかやっていけると思ったため
- 6 世間体が悪いため
- 7 被害を受けたことを忘れたいため
- 8 自分にも悪いところがあると思ったため
- 9 相談するほどのことではないと思ったため
- 10 その他()

問 25 次のうち、あなたが知っているハラスメントに関する相談先はどこですか。(○はいくつでも)

- 1 千代田区男女共同参画センターM I W
- 2 「1」以外の千代田区の相談
- 3 東京都の相談(東京都ろうどう110番など)
- 4 国の相談(総合労働相談コーナーなど)
- 5 弁護士、法テラス(日本司法支援センター) など
- 6 医師、カウンセラーなど
- 7 社内相談窓口
- 8 その他()
- 9 知っている相談先はない

LGBTQとは

「L＝レズビアン（女性同性愛者）」「G＝ゲイ（男性同性愛者）」「B＝バイセクシュアル（両性愛者）」「T＝トランスジェンダー（心と身体の性が一致しない人）」「Q＝クエスチョニング（性的自認、志向が定まっていない・決めていない人）」の頭文字で表しています。「性的少数者（セクシュアルマイノリティ）」と表現することもあります。

問 26 あなたは、今までに性的指向（好きになる性）や性自認（心の性）について悩んだことはありますか。または、周囲の人で悩んでいる人はいましたか。（○は1つ）

- 1 悩んだことがある（今、悩んでいる）
- 2 悩んだことはないが、周囲に悩んでいる人がいた（いる）
- 3 悩んだことはなく、周囲にもいなかった

問 27 あなたは、性的少数者の人に対し、どのような人権侵害が起きていると思いますか。（○はいくつでも）

- 1 職場や学校で嫌がらせやいじめを受けるといった人権侵害が起きている
- 2 就職や職場で不利な扱いを受ける
- 3 差別的な言動を受ける
- 4 じろじろ見られたり、こそこそと話をされたりする
- 5 特に人権侵害は受けていない

問 28 あなたは、L G B T Q の方々の人権を守るために、どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。（○は3つまで）

- 1 理解を深めるための教育を学校で行う
- 2 理解を深めるための啓発活動を行政が行う
- 3 相談・支援体制を充実させる
- 4 L G B T s であっても不利な取り扱いを受けられないよう法律や制度を整備する
- 5 その他（ ）
- 6 特に必要なことはない
- 7 わからない

区政への女性の参画について、お聞きます

問 29 あなたは、千代田区の議会・審議会（※1）等に占める女性の割合や、区職員の管理職等に占める女性の割合について、どう思いますか。（それぞれの項目について○は1つずつ）

	よい	今のままで	もう少し増えたほうが	男女半々まで増えたほうがよい	男性を上回るほど女性が増えたほうがよい	性別にはこだわらないほうがよい	わからない
① 区議会議員に占める女性の割合 ・現状値（令和 7 年 4 月）：33.3%	1	2	3	4	5	6	
② 区審議会等の委員に占める女性の割合 ・目標値※ ₂ （令和 8 年度末）：40～60% ・現状値（令和 7 年 4 月）：30.9%	1	2	3	4	5	6	
③ 区管理職等に占める女性の割合 ・目標値（令和 8 年度末）：40.0% ・現状値（令和 7 年 4 月）：35.0% （管理職 25.5%・係長級 32.5%）	1	2	3	4	5	6	

※1 諮問に応じて、特別の事項を調査、審議する合議制の機関をいいます。

※2 「第6次千代田区男女平等推進行動計画」(令和4～令和8年度)に掲げる目標値です。

男女共同参画社会の実現に向けた取組について、お聞きます

問 30 あなたは、千代田区男女共同参画センターM I W（ミュウ）を利用したことはありますか。
（○は1つ）

1 利用したことがある	2 知っているが、利用したことがない
3 知らない	

問 31 あなたは、男女共同参画センターM I Wで実施する次の事業を知っていますか。(〇はいくつでも)

- 1 M I W相談員による一般相談
- 2 女性弁護士による法律相談
- 3 L G B T Q 相談
- 4 男女共同参画に関する各種講座・講演会・展示会
- 5 情報ライブラリ（図書や資料の貸出）
- 6 ホームページ・メールマガジン・フェイスブックの運営
- 7 情報誌「M I W通信」の発行
- 8 ライブラリニュース「みゅう」の発行
- 9 ビデオサロン&カフェ（DVD上映と交流）
- 10 M I W祭り
- 12 M I W運営協議会
- 15 その他（
- 16 どれも知らない

問 32 あなたは、次の言葉や取組を知っていますか。（それぞれの項目について○は1つずつ）

	意味（内容）を 知っている	聞いたことはあ るが、意味（内容） は知らない	聞いたことが ない
① 男女共同参画社会基本法	1	2	3
② 男女雇用機会均等法	1	2	3
③ 配偶者暴力防止法（DV防止法）	1	2	3
④ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	1	2	3
⑤ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	1	2	3
⑥ 千代田区ジェンダー平等推進行動計画	1	2	3
⑦ デートDV 交際相手からの精神的・身体的・性的暴力	1	2	3
⑧ リプロダクティブ・ヘルツ&ライツ（生と生殖に関する健康と権利） 自分の体に関することを自分自身で決めることができ、そのための健康を享受できること	1	2	3
⑨ SOGI（ソジ・ソギ） すべての人が持つ性的指向（好きになる性/Sexual Orientation=SO）と性自認（心の性/Gender Identity=GI）の略	1	2	3
⑩ ダイバーシティ&インクルージョン 一人一人の多様性を受け入れ、認め合い、活かし合うこと	1	2	3
⑪ アンコンシャスバイアス 無意識の偏見や思い込み	1	2	3

問 33 ジェンダー平等社会の形成のため区が取り組むべきこと（性的マイノリティ施策、DV 被害防止施策を含む）だと思うものはどれですか。（〇はいくつでも）

- 1 ジェンダー平等に関する講習会や学習機会の充実
- 2 ジェンダー平等に関する相談窓口の充実
- 3 男性のための悩み相談
- 4 ジェンダー平等に関する情報誌や図書、資料コーナーの充実
- 5 女性のキャリアアップ、企業、就業に役立つ訓練、相談や再就職支援
- 6 保育、介護制度の充実
- 7 性別、年代別のニーズに応じた健康支援
- 8 仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランス、を推進するための取り組み
- 9 男性に向けたジェンダー平等に関する啓発
- 10 地域コミュニティでのジェンダー平等の推進
- 11 防災分野で多様な性別からの視点を活かす取り組み
- 12 あらゆる暴力の根絶に向けた取り組み
- 13 審議会などへの女性の参加推進
- 14 多様な性のありかたに関する理解促進、支援体制の整備
- 15 民間の団体、グループの自主活動の支援
- 16 包括的性教育の推進
- 17 その他、（具体的に）：
- 18 特にない
- 19 わからない

問 34 あなたが男女平等・男女共同参画の推進について、日頃感じていることがありましたら、ご自由にご記入ください。

ご協力、ありがとうございました。

千代田区立男女共同参画センターMIW(ミュウ)について

千代田区男女共同参画センターは、性別による不平等がなく、だれもが自分で生き方を選ぶことができ、その選択が認められて、参画ができる社会の実現を目指していくための活動拠点施設です。MIWは千代田区男女共同参画センターの愛称です。



MIWの5つの機能

- 情報 情報ライブラリや情報誌など多様な方法で、男女共同参画社会の実現に関する幅広い情報を提供しています。
- 相談 男女平等に関する問題について、面接・電話で民間相談員や女性弁護士による相談を行っています。(要予約)
- 学習 講演会や講座などにより、男女平等意識の普及・啓発を図り、区民の皆さんが主体的に活動するきっかけづくりを応援しています。
- 交流 男女共同参画社会づくりのネットワークを広げ、多様な個性との出会いや仲間との交流の場を提供しています。
- 支援 小規模のミーティングや資料・広報誌づくりの作業の場、情報発信の場などを提供し、区民の皆さんの活動を支援しています。

利用案内

- 開館時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後9時
土曜日 午前9時～午後5時
- 休館日 日曜、祝日、
年末年始(12月29日～1月3日)
- アクセス 東京メトロ東西線・半蔵門線・都営新宿線
九段下駅から徒歩5分
- 住所 〒102-8688
東京都千代田区九段南1-2-1
千代田区役所 10階
- 電話 03-5211-8845
03-5211-4316(相談予約専用)
- HP <https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kurashi/danjo/miw/>

